

国立大学法人東京農工大学資産評価規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学資産評価規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学資産評価規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第56号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(有形固定資産の評価方法)</p> <p>第9条 有形固定資産の取得価額は、次に掲げる各号による。</p> <p>一 購入によるものは、<u>購入代価と附随費用の合計額</u></p> <p>二 <u>工事又は製造によるものは、その工事費又は製造費とそれぞれの附随費用の合計額</u></p> <p>三 その他の場合には、その評価額</p> <p>第10条～第21条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (現行どおり)</p> <p>(有形固定資産の評価方法)</p> <p>第9条 有形固定資産の取得価額は、次に掲げる各号による。</p> <p>一 購入によるものは、<u>購入代価、附随費用及び資産除去債務見積額の合計額</u></p> <p>二 <u>工事によるものは、工事費、附随費用及び資産除去債務見積額の合計額</u></p> <p>三 <u>製造によるものは、製造費、附随費用及び資産除去債務見積額の合計額</u></p> <p>四 その他の場合には、その評価額</p> <p>第10条～第21条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>	

附 則 (23規程第29号)

この規程は、平成23年3月28日から施行し、平成22年度の会計処理から適用する。